事業者の皆さんへ

　高齢障がい者等に介護保険サービスを提供する場合は、特に次の点に留意してください。

障がい者のサービス利用を排除しない

１　障がいを理由にサービス提供を拒否することは、障がい者差別につながります。

２　障がい者のニーズに対応できない、介護に手がかかる又は対応の経験がないなどの理由で、安易にサービス提供を拒否しないでください。

３　また、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合には、別の事業者を紹介したり、地域ケア会議に支援を求めるなど、障がい者に不利益が生じないように努めましょう。

説明と納得に基づくサービス提供を

１　サービスの手順や内容、利用者と事業者の責任の範囲、利用料や諸費用と支払方法について、またサービス提供時の配慮の希望と対応の可能性などについて、詳しく丁寧に説明し、利用者本人から了解を得るようにしましょう。

２　コミュニケーション支援など種々の障がいにできる限り配慮してください。

３　また、利用料等の請求の際には、必ず明細書を添付して内容を明らかにし、十分説明するとともに、支払い方法については、利用者の意見を踏まえて取り決めるよう努めましょう。

参加しやすい行事運営を

１　障がいの有無にかかわらず、施設等では、利用者全員がレクリエーションや行事に楽しく参加できるように努めます。

２　利用者一人ひとりに応じた説明やコミュニケーションの支援に取り組んでください（絵や図で説明、手話通訳をつける、など）。

３　行事は、みんなで楽しめるようにしましょう。